

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第1号

答申番号：令和5年度答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとの諮問に係る審査庁吉川市長（以下「審査庁」という。）の判断は妥当である。

第2 事案の概要

- 1 令和3年9月10日、審査請求人は、吉川市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し、高度難聴用耳あな型補聴器に係る補装具費の支給申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 2 令和3年10月19日、処分庁は、審査請求人が申請した耳あな型補聴器でなく、耳かけ型補聴器に係る補装具費を支給する旨の決定（以下「令和3年10月決定処分」という。）をした。
- 3 これに対し、令和3年12月20日、審査請求人は、耳かけ型補聴器に係る補装具費支給を決定した令和3年10月決定処分には、その理由及び根拠法令の記載がない等として、同決定に対する異議等を申し立てた。
- 4 令和3年12月28日、処分庁は、審査請求人からの異議等の申立てを受け、令和3年10月決定処分を取り消し、決定内容の理由を付した上で、改めて審査請求人に対する耳かけ型補聴器に係る補装具支給費支給決定処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 5 令和4年2月20日、本件処分内容等に不服があるとして、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分は違法不当であるとし、本件申請に対して耳あな型補聴器に係る補装具支給費支給決定処分をするべきとして、本件審査請求をした事案である。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求書その他口頭意見陳述等における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 耳あな型補聴器に係る補装具費の支給決定がなされるべきである

審査請求人は、耳あな型補聴器の給付に係る対象者である「ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者。特に、オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者」（以下「耳あな型補聴器の基準」という。）に該当する。

したがって、耳あな型補聴器に係る補装具費の支給決定がなされるべきであったのであるから、その支給決定をせずに耳かけ型補聴器に係る補装具費の支給決定をした本件処分は違法無効である。

(2) 本件処分的前提である文書に公印の押印がないことから本件処分も無効である

本件処分の決定通知書に同封された令和3年12月28日付「令和3年9月10日付け補装具費支給申請に対する支給決定内容の一部を取り消し及び変更することについて（通知）」と題する書面（以下「令和3年12月通知文」という。）については、公印の押印等がないため無効であり、かかる通知文を前提とする本件処分も無効である。

2 処分庁の主張

処分庁は、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求めるとして、おおむね次のとおり主張している。

- (1) 耳あな型補聴器の基準の運用上の対象者は「職業上、常時ヘルメットやヘッドホン等を装着している者」又は「耳介の欠損や変形、皮膚炎症等が著しく、耳かけ型の装用が困難な者」である。審査請求人が主張する眼鏡やマスクが必要という状況では、これらの内容に該当しない。
- (2) 補装具費支給意見書の内容を確認しても、耳あな型補聴器の基準に該当するような事情は見受けられない。
- (3) 令和3年12月通知文には押印等を欠いているが、本件処分に係る通知書と併せて通知しており、審査請求人は内容を認識できたことから違法ではない。

第4 審査庁の判断

1 審査庁の判断

審査庁は、本件審査請求について棄却とし、その理由は審理員意見書第3理由のとおりにしている。

2 審理員意見書第3理由の要旨

(1) 耳あな型補聴器の対象者である「ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者」の該当性

ア 補装具費支給要件に係る裁量権

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条第1項は、市町村が補装具費の支給の可否を決定するについて検討すべき障害の状態や補装具の必要性の程度につき何ら具体的な基準を置いていない。このことに照らすと、法は障害者に対し補装具費を支給するか否かの判断については、市町村の合理的裁量に委ねているものと解するのが相当である。したがって、市町村が行う補装具費の支給可否の決定は、

その判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合又は事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となる。そして、裁量権の範囲の逸脱又は濫用により違法とまではいえないが、処分の基礎となる法令や制度の趣旨に照らして不合理である場合には、不当となる。

イ 耳あな型補聴器に係る補装具費が支給される対象者の基準

補装具費支給事務取扱指針（令和3年3月31日付け障発0331第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によると、耳あな型補聴器の対象者は「ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者。特にオーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者」となっている。その具体的な基準について身体障害者更生相談所利用の手引（埼玉県総合リハビリテーションセンター発行）及び処分庁作成の審査基準では「職業上、常時ヘルメットやヘッドホン等を装着している者」又は「耳介の欠損や変形、皮膚炎症等が著しく、耳かけ型の装用が困難な者」（以下「運用上の基準」という。）として、補装具費支給事務取扱指針による耳あな型補聴器の対象者が「ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で『真に』必要な者」とされていることからすると、このような基準を設けることは合理的であると認められる。

ウ 眼鏡とマスクの装着による影響

審査請求人が本件申請の際に提出した補装具費支給意見書では「耳かけ型は眼鏡とマスクとの併用では落下してしまうため業務上大きく支障が出る。そのため、耳あな型の装用が必要である」との記載がある。また、処分庁が補装具費支給意見書を作成した医師（以下「主治医」という。）に確認した際にも「眼鏡の柄との重なりから耳にうまく補聴器がかからず落下してしまう状況であった。また、さらにそこにマスクによるゴムが加わりさらに耳にうまくはまらない事と落下してしまうことから、耳かけ型補聴器の装用は事実上困難であった」旨回答するが、特段、審査請求人に耳介の変形等があるという事情も見受けられない。したがって、審査請求人が運用上の基準に該当するということとはできない。

エ 主治医作成の補装具費支給意見書の判定

主治医は、処分庁からの質問に対し「オーダーメイドで外耳道にフィットさせないと聴力的にハウリングがおきる」旨回答しているが、耳の形状等に関する障がいの状況等、特段審査請求人が運用上の基準に該当するような事情については述べられていない。また、補装具費支給意見書に記載されたとおりに決定しなければならないものではない。

(2) 押印等を欠く書面により行われた行政処分の違法性

署名押印は、行政処分の有効要件ではなく、これを欠いても違法ではないとされる（最高裁判所昭和25年12月28日第二小法廷判決）。また、令和3年12月通知文は、本件処分の内容を記載した通知書と併せて通知されていることからすれば、審査請求人は、その内容を十分認識できる状況にあったと認められるため、違法又は不当であるとはいえない。したがって、その処分が有効であるとするれば、その後に行われた本件処分も有効である。

(3) その他

他に本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

令和5年2月20日 諮問
令和5年3月23日 審議
令和5年5月25日 審議
令和5年6月30日 審議
令和5年7月21日 口頭意見陳述、審議
令和5年11月1日 審議

第6 審査会の判断理由

1 本件処分が耳あな型補聴器の基準に該当しないとした判断の妥当性

(1) 判断の枠組み

ア 法第76条第1項は、補装具費の支給要件につき、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるとき、と規定するのみで、市町村が補装具費の支給の要否を決定するについて検討すべき障害の状態や補装具の必要性の程度につき何ら具体的な基準を置いていない。このような法の規定に照らすと、同法は障害者に対し補装具費を支給するか否かの判断については、市町村の合理的裁量に委ねているものと解するのが相当である。したがって、市町村が行う補装具費の支給要否の決定は、その判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合又は事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となる。そして、裁量権の範囲の逸脱又は濫用により違法とまではいえないが、処分の基礎となる法令や制度の趣旨に照らして不合理である場合には、不当となる。

イ そこで、本件処分が違法か否かを判断するにあたっては、処分庁が本件処分を

するに当たり基礎とした事実や判断の過程に重大な事実誤認や考慮不尽等裁量権の逸脱濫用と評価すべき事情があるか否か、また裁量権の範囲の逸脱濫用により違法とまではいえないが、本件処分の基礎となる法や制度の目的に照らして不合理であるか否かを検討する。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、令和3年9月10日に本件申請を受け付け、その際に審査請求人から、聴覚の不自由さはあるが日常生活は自立していること等審査請求人の状況について聞き取り調査をしている。

イ 処分庁は、医学的知見を有する職員を配置していないため、本件申請を受け、令和3年9月14日に法第76条第3項の規定に基づき身体障害者更生相談所である埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「県リハビリテーションセンター」という。）に判定依頼をしている。

ウ 判定依頼に当たって、処分庁は、本件申請の際に調査した審査請求人の障害の状況、家族や生活状況等について記載した判定依頼調書とともに、審査請求人が眼鏡とマスクが必須である旨が記載された主治医作成の補装具費支給意見書を県リハビリテーションセンターに送付している。

エ 県リハビリテーションセンターは、判定依頼を受け、処分庁に対し、オーダーメイドの耳あな型補聴器が必要な理由、ポケット型補聴器又は耳かけ型補聴器の装用が困難である理由等について、主治医に確認するよう指示し、処分庁はその内容について電話で確認している。

オ 処分庁は、令和3年10月18日に耳あな型補聴器の基準に該当しないという県リハビリテーションセンターの判定結果を受けたところ、同センターにその基準について確認し、眼鏡とマスクが必須であり耳介への負担が懸念されるという理由では耳あな型補聴器の基準には該当しない旨の回答を得ている。

カ その内容を受け、処分庁は、令和3年10月19日に令和3年10月決定処分を行い、審査請求人に通知したところ、理由及び根拠法令の記載がない等との審査請求人からの異議等の申立てを受け、令和3年12月28日、令和3年10月決定処分を取り消し、決定内容の理由を付した上で、審査請求人に対し本件処分をしている。なお、処分庁は、本件処分に付記した理由が不十分であったため、令和4年5月12日に改めて理由を記載した書面を審査請求人に送付している。

(3) 小括

以上のとおり、処分庁は、本件処分をするに当たり、眼鏡やマスクが必須であることや日常生活の状況等を審査請求人から聞き取り、その内容を県リハビリテーション

センターに伝えている。また、ポケット型補聴器又は耳かけ型補聴器の装用が困難な理由等を主治医に確認していることから、県リハビリテーションセンターは審査請求人の状況等を踏まえ判定をしていることが認められ、処分庁はその判定結果を踏まえ本件処分をしている。

これらを踏まえると、本件処分について、審査請求人にかかる事実や判断の過程に重大な事実誤認があるとは認められず、考慮不尽等によりその内容が社会通念上著しく妥当性を欠いているとも認められない。したがって、本件処分について、裁量権の逸脱濫用と評価すべき事情があるとはいえない。また、法や制度の目的に照らして不合理であるともいえない。

この点、審査請求人は、眼鏡とマスクを装用すると耳かけ型補聴器が落下する、耳かけ型補聴器とともに眼鏡を装用すると焦点が合わず歩行に困難を来す、何より耳あな型補聴器が必要であるという主治医の意見がある以上、審査請求人は耳あな型補聴器の基準に該当する者であって、処分庁は耳あな型補聴器の基準を限定的に解釈しているため法解釈を誤っている旨主張する。

しかしながら、眼鏡とマスクの装用によって、耳かけ型補聴器やポケット型補聴器が必然的に落下したりする等、著しく使用困難な状況に陥るとまではいえない。また、審査請求人の訴える歩行困難についても、その内容や程度について必ずしも判然としない。

そのため、審査請求人が述べる眼鏡とマスクの装用と「職業上、常時ヘルメットやヘッドホン等を装着」とを同視することはできない。

そして、耳介の欠損や変形、皮膚炎症等が著しい、あるいは、これらと同視できる事情も審査請求人において見受けられない。

耳あな型補聴器が必要であるという主治医の意見の存在については、処分庁がその意見に拘束されるものではないことはもとより、処分庁は、かかる主治医の意見や審査請求人の状況等も把握し、その上で、県リハビリテーションセンターの判定も踏まえた結果、本件処分をしているのであって、かかる本件処分に、審査請求人にかかる事実や判断の過程に重大な事実誤認があるとは認められず、考慮不尽等によりその内容が社会通念上著しく妥当性を欠いているとも認められないのは上記のとおりである。

したがって、審査請求人が主張する事実内容を前提としても、処分庁が審査請求人の主張を採用しなかったことにも一定の合理性が認められ、耳あな型補聴器の基準を処分庁が恣意に限定的に解釈している事実も認められないのであるから、耳あな型補聴器に係る補装具費の支給決定をしなかった処分庁の判断が違法不当であったとまで

は言い難く、審査請求人の主張は採用できない。

2 公印の押印等を欠く通知書が前提となった本件処分の有効性

最高裁判所昭和25年12月28日第二小法廷判決によれば、署名押印は、行政処分の有効要件ではなく、これを欠いても違法ではないとされている。よって、令和3年12月通知文による処分は有効であり、かかる通知文を前提とした本件処分も有効である。

3 その他の主張に対する検討

審査請求人は、上記以外に指定医制度や他の自治体での支給事例、審理員による審理手続の無効等について主張するが、いずれも本件処分の内容に影響を及ぼすものではない。

第7 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないと認められるため、第1記載のとおり答申する。

吉川市行政不服審査会
会長 小林弘和
委員 横家 豪
委員 許斐博史